

4 都市基盤・環境

— 歴史ある都市、田園、里山が
調和する魅力的なまち —

基本施策1	駅周辺の整備	2
基本施策2	都市機能の集約化	4
基本施策3	交通ネットワークの整備	8
基本施策4	道路の整備	12
基本施策5	水道水の安定供給	16
基本施策6	下水道の整備	20
基本施策7	住宅の整備・空家対策	22
基本施策8	公園・緑地・自然環境の維持整備	26
基本施策9	再生可能エネルギーの推進	28
基本施策10	循環型社会の構築	32
基本施策11	環境保全の推進	34

政策指標

基準値
(令和3年度)

78.8%

今後も石岡市に住み続けたいと思う市民の割合
※4段階の内、上位2段階を選択した割合

目指す方向



基本施策1 駅周辺の整備

あるべき
将来の姿

石岡駅周辺は、市の中心拠点として、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を集めていくことで、生活利便性を高めるとともに、市の玄関口としてにぎわいがあります。高浜駅周辺については、都市機能施設の誘導により、日常の暮らしを支える地域拠点となっています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
1 日あたりの石岡駅前通りの歩行者・自転車通行量	534 人	384 人	785 人

現状・これまでの取組

- 石岡駅は、平成 28 年度に橋上駅舎整備等が完了し、駅前の利便性・シンボル性が高まりました。令和 3 年度、一日の乗客数は 4,0004,200 人程度となっており、本市の玄関口として機能しています。一方、高浜駅の一日の乗客数は 800 人程度となっています。
- 石岡駅周辺には、市役所、消防署、警察署、郵便局などの公共の施設のほか、商業施設も立地しています。また、石岡市立地適正化計画では、都市機能を誘導すべき都市機能誘導区域として位置づけられています。
- 石岡駅周辺整備事業（第 2 期計画）として、石岡駅西口交流施設の整備、石岡駅東口 BRT バス発着広場の整備、石岡駅東口 への新たな都市公園の整備、駅東駐車場の整備等を進めています。
- 石岡駅へのアクセス向上などを図るため、都市計画道路「駅前・東ノ辻線」の整備を進めています。

課題

- ~~石岡駅西口については、駅周辺商店街の衰退が進んでいます。また、石岡駅東口の鹿島鉄道跡地を有効利用した都市公園の整備を進めることで、駅周辺のにぎわい創出につなげる必要があります。~~
- 石岡駅周辺の整備にあたっては、多世代が交流できるスペースの確保や、イベント等の定期開催のほか、人が集まり、滞在や回遊する環境を整える観点が必要です。
- 高浜駅周辺については、バリアフリー化を進めることと医療、福祉、商業、保育等の都市機能施設の誘導を図ることにより、日常の暮らしを支える拠点づくりが必要です。

関連計画

- ・石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和20年度）
- ・石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡駅西口の整備事業	石岡駅周辺整備事業（第2期計画）として、石岡ステーションパークの1階スペースや駅周辺施設の整備を進め、市民による多様な活動と交流を促進します。	駅周辺にぎわい創生課 都市計画課
石岡駅東口の整備事業	BRTバス発着広場の整備を図り、公共交通の利便性を高めるとともに、新たな都市公園の特徴を活かします。災害時の避難場所としての機能を備えた新たな都市公園の整備を進めます。また、隣接する駅東駐車場、鹿島鉄道跡地等の有効活用を図ります。	駅周辺にぎわい創生課 都市計画課
高浜駅周辺のまちづくりの検討	高浜駅のバリアフリー化を含めた利便性の向上と、周辺の良好な居住環境を目指した方針作りを行います。	都市計画課



主要な取組における参考指標

中心市街地に住む人口の割合

市内人口のうち、中心市街地に住む人口の割合（年間）



東西自由通路の歩行者通行量

1日あたりの東西自由通路の歩行者通行量



市内鉄道駅石岡駅の乗客数

1日当たりの石岡駅、高浜駅の乗客数



西口交流施設の利用者数

西口交流施設の利用者数（年間）
（基準値は、観光案内所の年間利用者数）



基本施策2 都市機能の集約化

あるべき
将来の姿

都市機能の集約化により「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちとなることで、人口減少下でも持続可能なまちとなっています。

成果指標	基準値 (平成 27 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標 (令和 20 年度)
居住都市機能誘導区域の人口密度	25.9 人/ha	23.6 人/ha	基準値を維持

※居住誘導区域：居住を誘導し、人口密度の維持を図る区域

現状・これまでの取組

- 機能を集約した地域を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを進めるために、石岡市立地適正化計画と石岡市地域公共交通計画を策定し、事業を実施しています。
- 本市には2つの都市計画区域が混在しています。石岡都市計画区域には市街化区域、市街化調整区域の設定があり、八郷都市計画区域は用途地域の設定のみとなっています。
- 石岡市立地適正化計画により、居住誘導区域を定め、人口減少のなかにあっても人口密度を維持し、都市機能施設や地域コミュニティが持続的に確保されるようにしています。令和5年度に計画を改定（R5.9.19 時点改訂作業継続中）し、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」の内容を追加します。
- 自然的な土地利用としては、水郷筑波国立公園や吾国愛宕県立自然公園、自然環境保全地域があるなど、貴重な自然資源が多く残っています。
- 石岡駅を中心とした地域で、すべての人が安全・快適に通行できるバリアフリー歩行者空間ネットワークの整備推進を図ることを目的として、「石岡市交通バリアフリー基本構想」を策定し、駅の橋上化をはじめとした周辺のバリアフリー整備を進めています。
- 地籍調査事業については、第7次十箇年計画に基づいて継続的に取り組んでおり、計画区域 0.98 km²の調査を進めています。

課題

- 石岡駅西口の中心市街地の空洞化が深刻となっており、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりと、まちなか居住を進めていくことが必要です。
- 居住誘導区域であっても人口減少が進んでいる地区もあり、持続可能な都市形成を行うためには都市機能を集約したコンパクトシティの実現が期待されます。
- 市街化調整区域や八郷地区の用途指定のない地域の中で、農村部においては良好な田園環境の維持・保全を図るとともに、高齢化による地域で活動できる人の減少に対して、保全の担い手を確保し集落の活力を維持していくことが必要です。

- 農地の現況及び将来の見通しや、農業経営の動向等を考慮し、農業上の利用とほかの利用との調整に留意しながら、農業振興地域整備計画を定期的に見直す必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市内全域にわたるバリアフリーの方針や高齢者や障がい者等が利用する施設が集積している地域において重点的かつ一体的なバリアフリー推進のための方針づくりが求められています。

関連計画

- ・ 石岡市都市計画マスタープラン（平成 29 年度～令和 18 年度）
- ・ 石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和 20 年度）
- ・ 石岡市地域公共交通計画（令和 6 年度～令和 10 年度）
- ・ 石岡市中心市街地活性化基本計画（第 3 期）（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ・ 石岡農村振興地域整備計画（平成 23 年度～）
- ・ 石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度～）
- ・ 第 7 次十箇年計画（令和 2 年度～令和 11 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり推進	石岡市立地適正化計画に基づき、人口減少下でも持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを推進します。	都市計画課
市街地の魅力向上	まちなか居住環境の充実を図るため、市街地を中心に、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりを行います。	都市計画課
都市部と田園空間との連携	都市部と田園空間との連携・機能分担により魅力あるまちづくりを目指します。	都市計画課 農政課
農村部における集落の活力維持	農村部における良好な集落の活力維持・向上を図るため、保全の担い手確保に努めます。	都市計画課 農政課
地籍調査の実施	土地の所有者・地番・地目・境界の確認と面積の測量により、正確な地籍図・地籍簿を作る地籍調査を実施します。	地籍調査課



主要な取組における参考指標

市街化区域内土地利用率

市街化区域内での土地の利用がある割合
(年間)



都市機能誘導施設の割合

都市機能誘導区域内における誘導施設の割合
(年間)

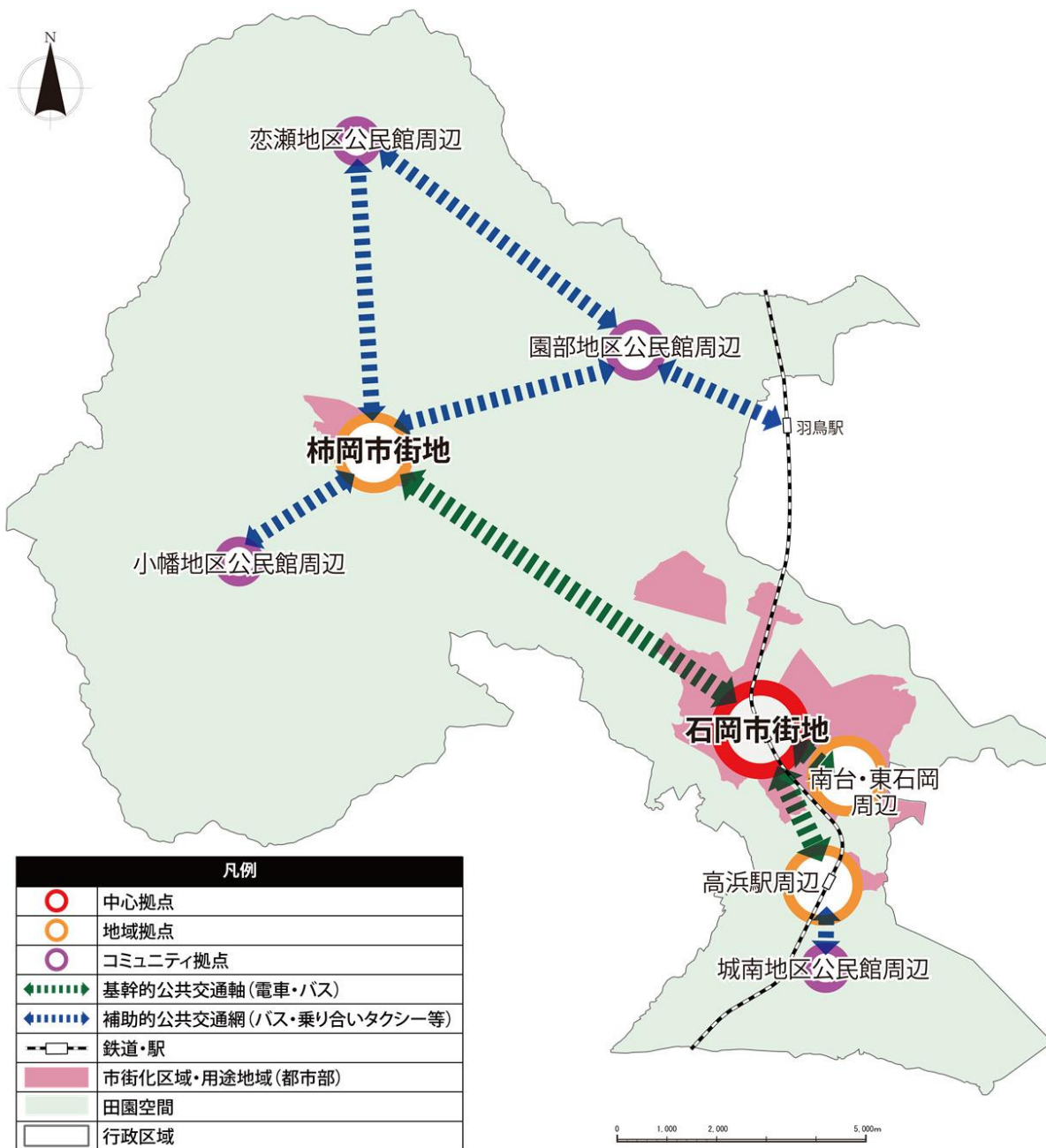


※都市機能誘導区域：生活サービス機能の維持や新規誘導を行う区域

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり

石岡市立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により創設された制度です。本制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、商業・医療・福祉などの民間施設を含めた各種生活サービス機能や住居等を計画的に誘導するとともに、公共交通の充実により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えることで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目指すものです。



【立地適正化計画における将来都市構造図】

基本施策3 交通ネットワークの整備

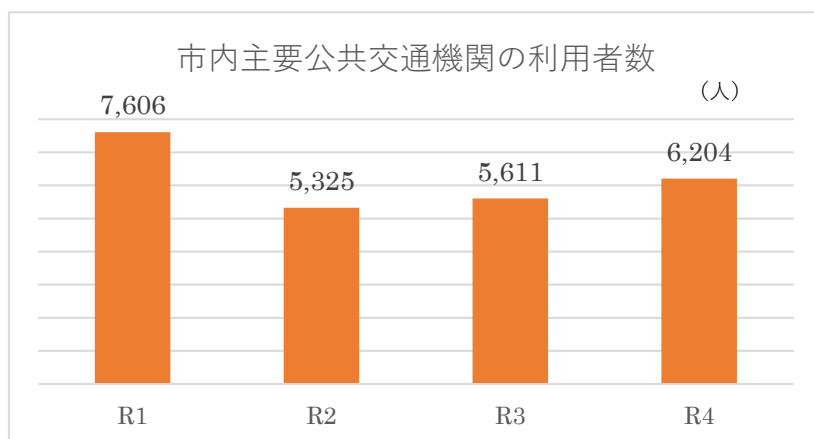
あるべき
将来の姿

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを支える交通施策により、交通不便地域の解消や、市民の利便性の向上につながり、持続可能な公共交通体系が構築されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
市内の主要公共交通機関の1日あたりの平均利用者数 (路線バス、乗合いタクシー、鉄道)	7,322 <u>5,325</u> 人	6,204人	8,000人
高齢者の運転免許返納件数(年間)	245件	201件	350件

現状・これまでの取組

- 本市の公共交通は、品川駅まで直結するJR常磐線、石岡駅を起点とするバス路線網と常磐自動車道に設置された石岡バス停を利用した高速バス路線があります。
- 石岡駅から銚田駅まで、鉄道の廃線跡をバス専用道路として走行するBRT路線が整備されており、茨城空港にも直通するバスが運行されています。
- 平成19年度から開始された乗合いタクシー運行事業は、運行区域や制度見直しを行い、交通不便地域の解消と移動手段の提供に寄与しています。
- つくば、土浦方面の移動には朝日トンネル開通の効果が表れています。令和3年4月のいばらきフラワーパーク・花やさと山のリニューアルオープンによりあわせて、つくば、土浦方面との交流人口の増加が期待されます。
- 鉄道は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度における駅の乗車人員は大幅に減少しています。—ましたが、以降回復傾向にあります。しかし、テレワーク等の浸透により、公共交通の利用者は新型コロナウイルス感染症の影響前の水準には戻らないと考えられています。
- 路線バスについては、全国的に利用者数が減少しており、市内においても同様に減少していることから、全体の運行本数が減便となっています。
- 令和5年度に石岡市公共交通計画を策定(R5.9.19時点策定作業継続中)し、既存の路線検討による交通網の整備だけでなく、運行本数や料金等の整備による施策に対応できるようになったことで、より現状に即した公共交通事業が実施できるようになりました。



課題

- 多核連携型の都市構造実現ため、市内拠点内移動、拠点間移動、拠点外移動を支える公共交通体系を構築する必要があります。
- 既存の公共交通システムの利活用を含めて、きめ細やかな公共交通サービスを提供し、より多くの方が公共交通を利用しやすくなるよう対応が必要です。
- 市民アンケート等の結果から、路線バスの路線数増加や乗合いタクシーの予約システムの改善、駅でのバスへの接続性など、多様な市民ニーズに対応する公共交通の充実が必要です。
- 乗合いタクシーは、[令和4年度にインターネットによる予約受付を始めましたが](#)、予約時のお断り件数の増加や1台あたりの乗車人数の減少などの問題を踏まえ、[さらなる](#)制度の見直しを検討する必要があります。
- 今後、高齢化がより進むことで、高齢者の運転免許の返納に伴う移動制約者が増えることが予想され、情報通信技術等を活用した新たな輸送手法等の検討や生活支援などが求められています。

関連計画

- ・石岡市地域公共交通網形成計画（[平成31-令和6](#)年度～[令和5-10](#)年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
公共交通の利用促進	公共交通の維持には、市民の継続的な利用が必要です。そのために必要な情報発信と、市民の公共交通利用に対する意識の醸成を図ります。	都市計画課

公共交通機関の充実	公共交通軸の形成に向けて、拠点間の路線バスのサービス水準の向上や新たなバス路線の導入等を検討します。乗合いタクシーについては、運行区域を統合したことで生じた問題に対して、運行区域の見直しや、予約システムの改善を行い、利便性の向上を図ります。また、超小型モビリティや自動運転小型バスなどの「次世代交通システム」の活用に向けて、実証実験等を実施します。	都市計画課
公共交通の利用環境づくり	路線バスの利便性向上のため、バス停付近の利用環境の整備を推進します。また、交通結節点における乗り換え利用の優遇措置として、乗り継ぎ割引制度や交通結節点における医療機関の受付制度の導入等を検討します。さらに、総合的な公共交通マップを作成することで、利用者にわかりやすい公共交通を目指します。	都市計画課



主要な取組における参考指標

乗合いタクシーの利用者数

乗合いタクシーの1日当たりの平均利用者数



中心拠点と地域拠点を結ぶ バス路線の運行本数

中心拠点（石岡駅）と地域拠点（柿岡市街地）を結ぶバス路線の平日運行本数



行政、市民、事業者による検討・協議

地域公共交通会議や市民との懇談会等、会議開催数（年間）



※令和5年度に実施している「石岡市地域公共交通計画」の策定過程において、各指標を検討中

乗合いタウンメイト

乗合いタクシー

市内の交通不便地域の解消、移動制約者の移動手段の確保を図るとともに、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、乗合いタクシーが運行しています。

ご予約いただいた方を、それぞれの場所から順番に乗り合わせて、それぞれの目的地まで送迎します。

写真

基本施策4 道路の整備

あるべき
将来の姿

幹線道路の整備や地域の実情を勘案した生活道路の整備・維持補修が適切に行われることにより、誰もが快適に目的地への移動ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
道路の整備によって以前よりも移動が快適になっていると感じる市民の割合	54.8%	55.0%	基準値より 増

※ 4段階の内、上位2段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 本市の主要道路網は、常磐自動車道、国道6号線、国道355号線、主要地方道石岡筑西線、同笠間つくば線、広域農道フルーツラインなどによって構成されています。
- 近年の道路整備では、平成23年に常磐自動車道石岡小美玉スマートICが開設され、平成24年には朝日トンネルが開通しました。
- 市内には狭あい道路が多くあるため、生活道路の舗装や拡幅等の整備を行っています。また、地域で道路等の整備を行う場合には、原材料の支給を行っています。
- 狭あいな上曾峠の道路に代わり、上曾トンネルの整備を進めています。日常生活の利便性向上のほか、災害時の緊急輸送や地域間の連携強化、物流・観光を支える路線として期待されています。

課題

- 国道6号線、国道355号線は市街地において渋滞が発生しているため、[国土交通省常陸河川国道事務所により国道6号線のバイパス整備が進められています](#)。
- 都市計画道路の整備については、各種補助制度や合併特例債などの財源を活用し、計画的に進めていますがいくととも、[計画的な道路の維持補修等を行うことも課題住民の協力のもと早期の用地取得が必要](#)となっています。
- 生活道路の改修等については、地域の実情と費用対効果を勘案し、優先順位をつけて路線を選定して事業を進めていますが、限られた財源の中で整備を行うため、整備できる路線数が限られます。今後は、人口減少を踏まえた生活道路整備の在り方について見直す必要があります。
- 狭あい道路を解消するため、建築基準法によるセットバック（道路中心から2mの後退）を促す必要があります。
- 豪雨など災害時における緊急性の対応強化が必要となっています。

関連計画

- ・石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度～）
- ・橋りょう長寿命化個別計画（令和 6 元年度～令和 10 5 年度）5 年ごとの見直し実施
- ・道路補修計画（令和 2 年度～令和 6 年度）5 年ごとの見直し実施
- ・新市建設計画（平成 17 年度～令和 7 年度）（平成 27 年 3 月改定）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	新市の一体化の確立や均衡ある発展のため、新市建設計画に基づいて実施する道路について合併特例債（地方債）等を活用して整備します。	都市計画課
地方道路等整備事業	道路交通及び利便性の向上のため、主要幹線道路の改良・拡幅整備を行います。	道路建設課
上曽トンネル整備事業	地域住民の生活・交流に加え、地元産業や物流・観光を支える重要な路線として、上曽峠のトンネル整備を進めます。県南地区と県西地区間のネットワーク強化による境域的な地域活性化を目指します。	道路建設課
道路舗装修繕事業	道路ストック（道路の舗装、橋、道路標識等）を点検し必要によって現状維持のための整備を行います。	道路建設課
狭あい道路整備事業	建築基準法に基づき、道路境界線から後退した部分を、市に帰属することを希望する土地所有者に対して、分筆測量・工作物等の撤去補助や、後退用地の買取り、舗装を実施することで、制度の利用促進を図り、狭あい道路の解消を目指します。	建築住宅指導課



主要な取組における参考指標

地方道路等整備事業による延長

地方道路等整備事業による道路改良延長
(年間)

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

2,000m

▶ 2,036m

▶ 適切な整備を
進める

道路舗装修繕事業による延長

道路舗装修繕事業(道路ストック)による事業延長(累計)

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

4,125m

▶ 4,305m

▶ 適切な整備を
進める

修繕した橋の数

橋りょう長寿命化修繕事業により修繕した橋の数

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

7橋

▶ 7橋

▶ 15橋

道路整備率

合併幹線道路(6路線)の整備率

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

57.3%

▶ 59.0%

▶ 100%

狭あい道路整備事業の実施件数

狭あい道路整備事業による年間の事業実施件数

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

5件

▶ 3件

▶ 10件

上曽トンネルの整備

上曽峠を含む石岡市上曽から桜川市真壁町山尾までの道路については、幅員が狭く、線形不良かつ急こう配であることから、多くの大型車が迂回を余儀なくされています。

また、台風による倒木や積雪の影響で通行止めとなるなど、気象の影響を受ける交通の難所となっております。

トンネルを含めた道路整備が完成すると、日常生活の利便性が向上するほか、災害時における緊急輸送や两市間の交流促進及び沿線地域の振興に寄与することが期待されています。

さらに、茨城空港までを東西に結ぶ基軸も形成されることから、県南・県西地域間の連携強化が見込まれ、地元産業や物流・観光を支える路線としても期待されます。

区間：石岡市上曽～桜川市真壁町山尾 長さ：5,580m（トンネル 3,538m、取付道路 2,042m）

写真

写真

基本施策5 水道水の安定供給

あるべき
将来の姿

安全な水道水が、市民に安定的に供給されています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
水道を安心して利用できると感じる市民の割合	80.5%	83.2%	基準値より増

※4段階の内、上位2段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 旧石岡地区（関川地区を除く）の水道事業については、小美玉市（玉里地区）と共同で水道事業に関する事務を行うため湖北水道企業団を設置し、水道水の給水事業を行っています。湖北水道企業団では、将来にわたり水道水の「安全・強靱・持続」の確保を目指すものとした「湖北水道企業団水道事業ビジョン」を令和元年度に策定し、水道事業ビジョンを踏まえた更新計画に沿って水道管や水道施設の更新を行っています。
- 旧八郷地区の水道事業については、生活環境部水道課で水道水の給水事業を行っています。平成30年度、中長期的な視点で今後の水道事業の進むべき方向を示す「石岡市水道事業中長期基本計画」を策定し、計画的な水道管や水道施設の更新を行っています。
- 関川地区（一部高浜地区含む）の水道事業については、非公営の簡易水道で運営しています。

課題

- 石岡市内には、旧石岡地区（関川地区を除く）の水道事業を担う湖北水道企業団、旧八郷地区の水道事業を担う生活環境部水道課、関川地区（一部高浜地区）の水道事業を担う非公営簡易水道があります。本市全域における水道水の安定供給と供給体制の強化のため、他水道事業者との広域化についての検討が必要とされています。
- 旧八郷地区の水道事業については、「石岡市水道事業中長期基本計画」に基づき、老朽化している水道管や水道施設の更新を行っていく必要があります。
- 人口減少による水需要の低下により、過大な施設及び設備を抱えている状態です。施設の老朽化対策と併せて施設の規模の縮小が求められています。
- 市内全域に水道管を敷設しているため、人口減少による水需要の低下により採算性が課題となっています。今後も安定した水道事業を運営するためには、維持管理コストの縮減などによる健全な運営に向けた取組が必要です。
- 旧八郷地区では、毎年計画的に漏水調査を実施し、発見後は速やかに漏水修理を施工していますが、水道管の老朽化により、有収率が低迷しています。
- 水道事業は、生活には欠かせない水道水の供給という重要なインフラを担っています。そのため、専門性の高い知識や技術を有する人材が必要であり、人材の育成や組織の充実が課題です。

- 茨城県では、霞ヶ浦導水の整備に伴う施設の見直しを進めており、茨城県全域における水道事業の経営基盤強化を進めています。生活環境部水道課・湖北水道企業団共に、一部の水源を県用水に委ねており、県の動向を踏まえた関連計画の見直しを適時おこなう必要があります。

関連計画

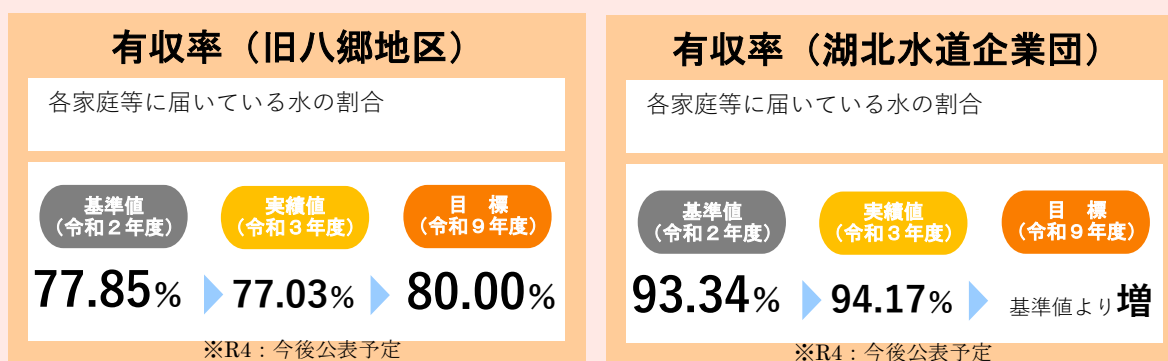
- ・石岡市水道事業ビジョン（令和元年度～令和10年度）
- ・石岡市水道事業経営戦略（令和元年度～令和10年度）
- ・湖北水道企業団水道事業ビジョン（令和元年度～令和10年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
水道事業の広域化	将来においても安定した水道水の供給を行うため、県の動向を踏まえながら他水道事業者との広域化を検討します。	水道課 生活環境課
水道管や水道施設の更新	老朽化した水道管及び民有地配水管の布設替工事や耐用年数を経過し、安定給水に支障のある水道施設の更新工事を行います。	水道課
漏水調査	漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修理により有収率の改善に努めます。	水道課




主要な取組における参考指標



水はどこからくるの？

水道水の水源

水道水は、地下水及び県用水を水源としています。井戸から取水された地下水は各浄水場で急速ろ過等の浄水処理を施し、配水池へ送水しています。各配水池からは、自然流下又は加圧ポンプで各家庭へ配水しています。



写真

水道事業の経営安定のために

有収率

有収率とは、配水場から配水された水量と、各家庭等で使用された水量の割合です。水道管の老朽化等により、家庭等に届く前に水が漏れていることにより、有収率が低下します。

有収率の低下は、水道水の供給に関するコスト削減を妨げる要因であり、水道事業の経営安定のために改善すべき重要な課題です。

基本施策6 下水道の整備

あるべき
将来の姿

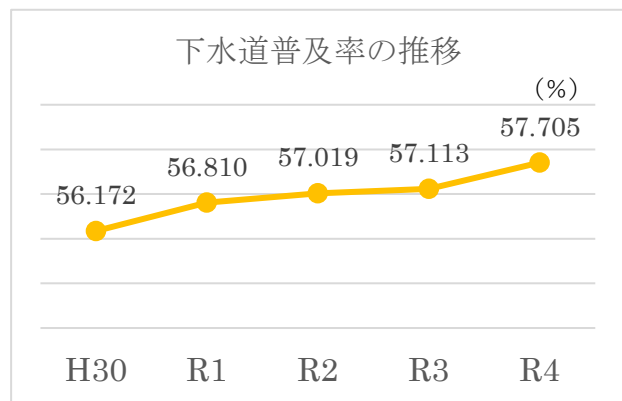
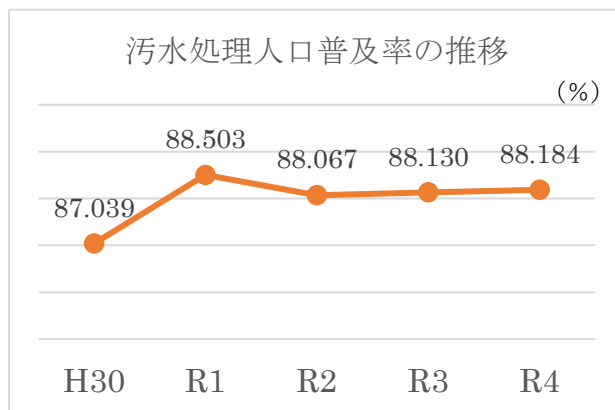
全ての汚水が、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽により適切に処理されることで、公共用水域の水質保全が図られています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
汚水処理人口普及率	88.0%	88.2%	96.0 91.7%

※総人口に対し、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる（利用している）人口の割合

現状・これまでの取組

- 下水道の整備状況は、令和2年度に石岡地区の主要地方道石岡筑西線全線と、貝地地区の国道6号バイパス側道一部への下水道整備が完了し、下水道普及率（下水道処理人口/総人口）は令和4年度末で57.757.0%となっています。
- 農業集落排水施設の整備は、5処理区（出し山地区、関川地区、石岡西部地区、東成井地区、恋瀬地区）が完了しており、農業集落排水普及率（農業集落排水整備人口/総人口）は令和4年度末で6.6%となっています。
- 合併浄化槽（高度処理）の設置について、令和4年度は74101基に対して補助を行い、浄化槽人口普及率（合併処理浄化槽処理人口/総人口）は令和4年度末で23.924.4%となっています。
- 汚水処理人口普及率（汚水処理人口/総人口）は令和4年度末で88.288.0%となっています。



課題

- 令和4年度末における下水道普及率は、57.7 57.0%であり、県平均の65.0 63.5%、全国平均の81.0 80.1%より低くなっています。
- 令和4年度末における汚水処理人口普及率は88.2 88.0%であり、県平均の87.4 86.0%は上回っているものの、全国平均の92.9 92.1%よりは低くなっています。
- 地域の実情に応じて最も適した整備手法を選定し、下水道の未整備地区を合併浄化槽に見直す

などの対策が必要です。少子高齢社会の進行と、それに伴う人口の減少により、厳しい財政状況や社会構造の変化など下水道の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、一層効率的な整備手法を選定することが必要となっている状況です。

関連計画

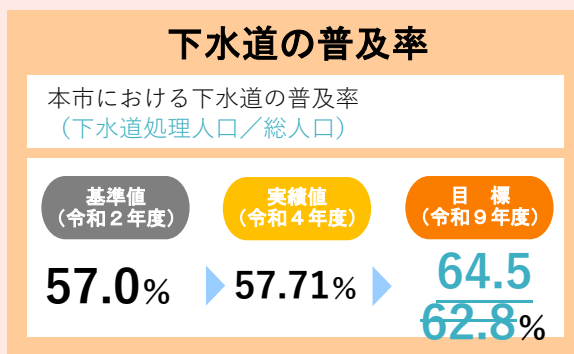
- ・茨城県霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画（平成 26 年度～令和 22 年度）
- ・茨城県生活排水ベストプラン（令和 5 平成 29 年度～令和 147 年度）
- ・石岡市地域循環型社会形成推進地域計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
下水道の整備	下水道を効率的に整備するため、石岡地区、貝地地区、高浜地区を重点的に整備します。	下水道課
高度処理合併浄化槽の設置補助	既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を撤去し、新たに合併浄化槽(高度処理)を設置する場合や新築の住宅に合併浄化槽(高度処理)を設置する場合等に対して補助を行います。	下水道課



主要な取組における参考指標



生活排水処理には色々な方法があります

下水道・農業集落排水・合併浄化槽のちがい

下水道は、市街地全体の多種多様な（家庭、学校、事業所、工場）排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（大規模集中型集合処理方式）。農業集落排水は、主に農業集落の家庭排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（小規模分散型集合処理方式）。合併浄化槽は、主に各家庭の排水による汚水を、各家庭の敷地に設置した浄化槽により、個別処理します（個別処理方式）。

基本施策7 住宅の整備・空家対策

あるべき
将来の姿

すべての市民が個々の状況にあった住宅で暮らすことができるとともに、特に中心市街地で顕著となっている空家の有効活用、適切な除却によって市民の快適な生活環境が確保されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
市内において、持家の工事に取り掛かった件数(年間)	178件	148件	200件

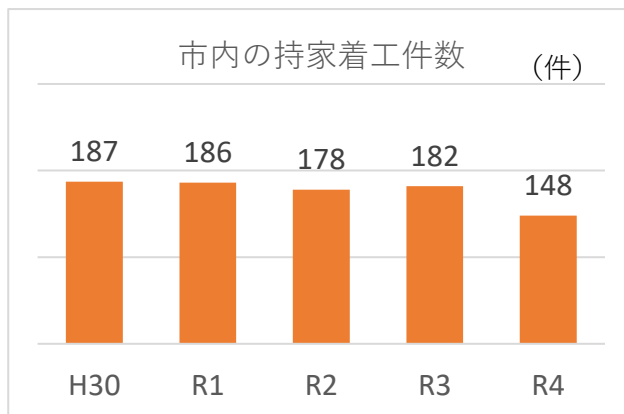
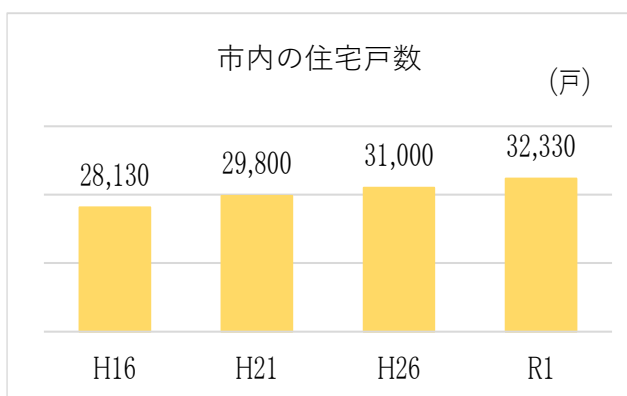
※茨城県 土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より

成果指標	基準値 (令和24年度)	目標 (令和59年度)
市内の空家が解消された件数(累計)	1541件	2976件

※「空家等対策計画」に沿った措置により、空家が解消された件数

現状・これまでの取組

- 駅周辺の利便性の高い中心市街地内にある民間の優良賃貸住宅を活用し、高齢・障がい・子育て・新婚世帯を支援する「賃貸住宅ストック活用事業」を実施しています。補助対象者は横ばい状態減少傾向にありますが、中心市街地本市への定住促進を補完して進めています。
- 古い木造住宅については、耐震診断費用と耐震補強工事の費用の一部を補助し、耐震化率の向上に努めています。また、市民や及び市外からの転入者が、自ら居住する木造住宅を建築する場合に、建築費用の一部を補助しています。
- 市営住宅の長寿命化に向けては、長期的な視点に立った計画的な修繕と点検の実施による予防保全的な管理が重要になる事から、令和2年度から令和4年度にかけては法定点検に準じた点検を実施しました。安全・安心な住環境を維持するため「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を実施しています。
- 平成30年度から、使用可能な空家の活用を目的に空家バンク制度を創設するとともに、制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する空家バンク活用促進助成金制度を設け、利用促進を図っています。また、放置すれば倒壊する恐れがある住宅等を特定空家等に認定し持ち主へ指導を行っているほか、行政代執行により1棟の住宅を除却しました。
- 令和3年度から安全対策が進まない民間の通学路や避難路に面した危険なブロック塀に対し、撤去等を支援する目的で「石岡市危険ブロック塀等撤去補助金」を活用し、災害時の安全確保を進めています制度を創設しました。



(茨城県 土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より)

課題

- 「賃貸住宅ストック活用事業」石岡駅周辺を中心市街地内にある民間の優良賃貸住宅を活用し、高齢・障がい・子育て・新婚世帯に対し支援を実施していますが利用者が低調な状況です。一部屋の利用サイクルと需要のタイミングを勘案した利用率の向上が必要です課題となります。
- 市営住宅については、老朽住宅の増加が見込まれるため、計画的な改修、更新を行うことが必要があります。
- 耐震化率の向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要です。そのためには、耐震診断の必要性や補助事業の活用を周知し、耐震改修を促進することで、地震等における既存木造住宅の被害の軽減を図る必要があります。
- 今後、人口の減少に伴い、調査により、全国平均や県平均では空家の割合は横ばいですが、当市では空家が増加していることがわかりました。見込まれます。
- 空家の増加は、地域活力の低下にもつながります。空家の発生を抑制するとともに、老朽化が進んだ建物の利活用の推進や、管理不全になる前に適切に管理するための方策が必要です。
- 空家の問題は複雑な事情や事象があることから、解消に向けて様々な関係者との連携や、さらなる体制強化が必要です。

関連計画

- ・ 石岡市営住宅長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）
- ・ 石岡市耐震改修促進計画（令和4平成28年度～令和73年度）
- ・ 第二次石岡市空家等対策計画（令和5平成29年度～令和94年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
転入者等への住居確保に関する支援	中心市街地等への定住促進を図るため、市内外の方で、一定の要件を満たす場合には、建築費の一部や、賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、制度利用を促進するための啓発に努めます。	建築住宅指導課
市営住宅長寿命化改修事業	市営住宅ストックの長期活用を図るための定期点検及び、住棟改善事業費の平準化を図り、計画的な維持管理計画を推進し、安心・安全な住環境を維持するために「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を 進めます実施します 。	建築住宅指導課
空家等への対策	管理不 完全 になる建物になることを抑制するため、啓発や支援、住宅流通、適切な管理の促進を行います。また、空家の有効活用として、本市への移住・定住の促進や地域活性化を図るための空家バンク制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する「空家バンク活用促進助成金」により、制度の利用を促進します。さらに特定空家に対する指導などを通して、適切な管理及び快適な住環境を確保します。	生活環境課 建築住宅指導課



主要な取組における参考指標



特定空家等の改善件数

特定空家等に認定した件数のうち、改善した件数（累計）



空家への適切な対策

特定空家等

市では、空家等の状況を調べて、以下のような空家を「特定空家等」と認定しています。

- ① 著しく保安上危険となる恐れのある状態
- ② 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ③ 著しく景観を損なっている状態
- ④ その他放置することが不適切である状態

特定空家等に認定されると、所有者への必要な措置の助言や指導、勧告を行います。最終的には代執行を実施することもあります。

基本施策8 公園・緑地・自然環境の維持整備

あるべき
将来の姿

すべての市民が、公園や緑地、豊かな自然環境が身近にあることで、やすらぎを感じています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
公園や自然環境が身近にあり、やすらぎを感じている市民の割合	62.5%	60.7%	基準値より 増

※ 4段階の内、上位2段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 公園は市民の憩いの場やオープンスペースとして利用されるほか、都市景観や災害時における防災施設としての役割など、幅広い機能を有しており、都市公園は市内に26箇所あります。
- 公園里親制度により、地域住民と協力しながら維持管理を行っています。
- 市内の都市公園については、供用開始後50年近い公園もあり、全体的に遊具等の老朽化が目立つため、安全性や快適性の向上を目的とした計画的な改築・更新を行っています。
- 本市には筑波山や霞ヶ浦に代表される自然の造形や田園空間等の豊かな自然環境が多く残されており、やすらぎを感じることができます。
- 無秩序な宅地化や違反建築を防止し、良好な住環境の確保に努めています。

写真

写真

課題

- 公園を適正に管理していくために、行政と市民等が互いに協力しながら維持整備等を行っていく必要があります。
- 公園施設の老朽化が進んでいるため、石岡市公園施設長寿命化計画を改定しに基づき、計画的かつ効率的な維持管理や改築・更新等を行っていく必要があります。
- 里山における田園風景は水田を耕作する担い手の役割が大きい一方で、高齢化による担い手不足により田園風景が失われる危惧があります。

- 茨城県と千葉県にまたがる霞ヶ浦利根川等のいわゆる水郷の一体と筑波山・加波山などの山塊からなる水郷筑波国定公園や、県のほぼ中央に位置する吾国・愛宕県立自然公園が有する豊かな自然を、本市においても活かしていく必要があります。
- 多様な生活スタイルの中、公園施設についても様々に利用されていますが、適正に利用していただくよう周知していく必要があります。

関連計画

- ・石岡市公園施設長寿命化計画（令和元年～令和10年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡市公園里親制度事業	公園里親を募集し、地域住民や地域の団体と協力しながら維持管理を行います。	都市計画課
石岡市公園施設長寿命化事業	石岡市公園施設長寿命化計画の改定を行い、 <u>に基づき</u> 、計画的な施設の改築・更新を行うことで、誰もが安全で快適に利用できる公園を目指します。	都市計画課



主要な取組における参考指標

公園里親団体数

公園里親制度への加入団体数（年間）



改築・更新公園数

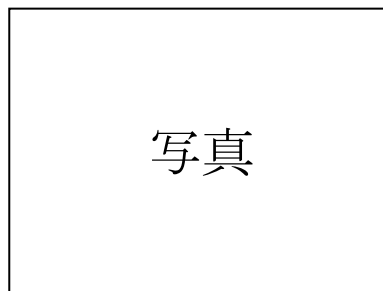
石岡市公園施設長寿命化計画に基づく改築・更新公園数（累計）



遊具や芝生で思いきり遊ぼう

市内の都市公園

買い物帰りに立ち寄れる公園、住宅街の中の遊具がある公園など、市内には26の都市公園があります。子どもから高齢者まで、市民の憩いの場として広く利用されています。



写真

基本施策9 再生可能エネルギーの推進

あるべき
将来の姿

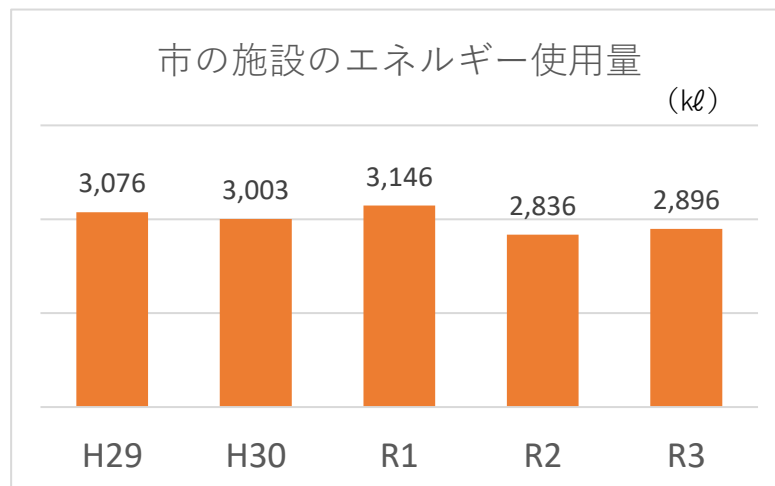
再生可能エネルギーを利用する環境が整い、市民・企業・学校・行政等が CO₂ 削減による地球温暖化対策を行っています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
省エネルギー対策を実施している市民の割合	28.0%	70.0%	基準値より 増
再生可能エネルギーを導入している市民の割合	7.5%	15.8%	基準値より 増

※ 2段階の内、上位1段階（省エネルギー対策を実施している・再生可能エネルギーを導入している）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 令和元年度に整備した本庁舎では、太陽熱や地中熱を活用した冷暖房システムを採用するなど、省エネルギーに取り組んでいます。
- 省エネルギーや再生可能エネルギー利用等に関して市民向け啓発活動を行っているほか、太陽光発電システムと接続して使用する家庭用蓄電池の導入について補助しています。
- 太陽光発電を推奨していく一方で、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定して無秩序な太陽光発電開発の防止を図っています。
- 2050年カーボンニュートラルの目標が国で掲げられるなど、地球温暖化対策に対する社会的要請が強まっています。市では、地域気候変動適応計画を策定し、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進しています。



課題

- 地球規模の環境問題に対応するためには、温室効果ガスの排出を総合的に減らしていくことが求められているため、市全体で取り組んでいく必要があります。
- 現時点では、公共施設でもエネルギー効率の良くない施設もあるため、施設を更新する際に、率先して太陽光発電や太陽熱利用等の自然エネルギーを導入していく必要があります。
- 各種情報提供を行い、家庭や学校・事業所等における意識改革を促進するとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発を進めていく必要があります。
- ~~石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例及び施行規則を制定していますが、無秩序な森林開発による災害や景観破壊を防止するため、規制を強化する必要があります。~~
- 温室効果ガスの排出量と吸収量を均一化（実質ゼロ）するカーボンニュートラルにより脱炭素社会を目指すため、先進技術を積極的に活用し市内企業と連携をとり、市全体でカーボンニュートラルに取り組んでいく必要があります。

関連計画

- ・ [いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）](#)（令和4年度～令和13年度）
- ・ 石岡市地域気候変動適応計画（令和4年度～令和13年度）
- ・ [石岡市地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギービジョン（令和6年度～令和12年度）](#)

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
環境保全対策	いしおかスタイル（環境基本計画） に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を実施し、エネルギーの有効利用等を検討します。	生活環境課
地球温暖化対策実行計画（ 事務事業編・区域施策編 ）の策定検討	市域の自然的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に関する事項等について、実行計画（ 事務事業編・区域施策編 ）の策定を検討します。	生活環境課
地域気候変動適応計画の策定と進捗管理	市域の自然・経済・社会条件に応じた気候変動適応計画に基づきを策定し、各部局の適応策の進行管理を行います。	生活環境課



主要な取組における参考指標

市の施設のエネルギー使用量 (市長部局)

公共施設（市長部局）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

2,836kl ▶ 2,957kl ▶ 基準値より減

市の施設のエネルギー使用量 (教育委員会)

公共施設（教育委員会）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和9年度)

1,544kl ▶ 1,624kl ▶ 基準値より減

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和4年10月1日の市民の日に「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

ゼロカーボンシティとは、環境省の定義で「2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または、地方自治体として公表された地方自治体」となっております。

二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標とするのは、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象が地球規模で深刻な問題となっていることによります。

本市でも、市民、事業者と一体となって、この目標を達成するとの決意表明として、ゼロカーボンシティ宣言を行い、カーボンニュートラルに向けた取組を推進いたします。

写真

基本施策 10 循環型社会の構築

あるべき
将来の姿

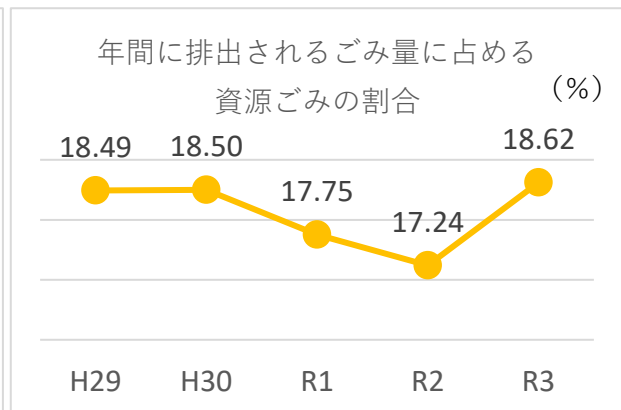
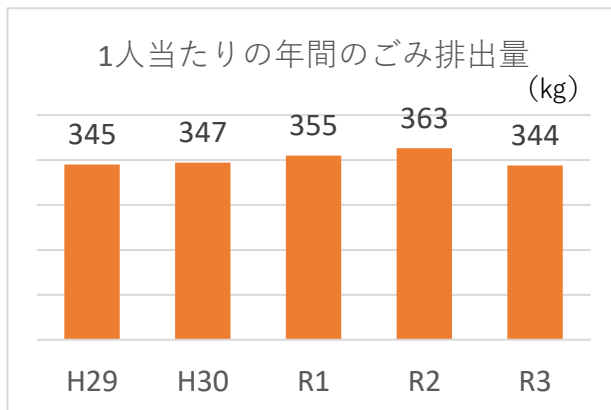
市民・企業・学校・行政等が、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、限られた資源を有効活用しています。また、不法投棄のないきれいなまちになっています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
1人あたり1日の家庭系ごみの排出量	739g	705.9g	基準値より 減

※R4 実績値は今後公表予定

現状・これまでの取組

- 新しい広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が令和3年4月から稼働したことで、従来は地域によって異なっていた分別方法が統一されています。
- 市民自らがごみ集積所を管理することで、分別やリサイクルの意識を高めています。
- 市内企業との連携により、プラスチック使用製品廃棄物を資源ごみとして収集し、再資源化・再商品化に向けた取組を進めています。令和5年度にはプラスチックの資源循環に関する実証事業を実施し、環境省公募事業の先進的モデル事業として採択されています。
- し尿は、市内全域を許可業者が汲み取りを行うことで、適正に処理を行っています。
- 市内全域に環境監視員を配置しパトロールを行うことで、巡回体制の強化と不法投棄の早期発見に努めています。



課題

- コロナ禍による在宅時間の増加に伴い、家庭ごみの排出量が増加傾向にあります。
- 子ども会等による資源ゴミの回収については、コロナ禍の影響を受けて、実施する団体が減少したため、回収量も減少しています。
- 公道上や民地へのゲリラ不法投棄が増加しています。特に、交通量が少なく管理が行き届いていない場所が狙われやすい状況です。

関連計画

- ・石岡市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和16年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
ごみ・廃棄物等の処理	ごみ収集のほか、環境監視員による巡回、不法投棄防止看板の作成・配布、不法投棄廃家電の処分等を行います。	生活環境課
ごみ減量・資源化推進事業	ごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、資源ごみの回収を年2回以上実施した団体に対し、補助を行います。	生活環境課



主要な取組における参考指標

事業系ごみ年間排出量

市内の事業系ごみの排出量（年間）



※R4 実績値は今後公表予定

資源化率

排出されるごみの量に占める資源ごみの割合（年間）



※R4 実績値は今後公表予定

新広域ごみ処理施設

霞台クリーンセンターみらい

一般廃棄物処理の拠点として、石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町の4市町による新ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が令和3年4月から稼働を開始しています。

資源の有効活用を図るため、焼却した際の熱エネルギーを回収・利用する「サーマルリサイクル」を採用することで、電力を賄うだけでなく、余った電力を売却して収益化します。

また、地域還元施設みらい交流館が令和5年4月1日から供用開始しました「多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設」をコンセプトとし、施設の建設を進めています。

基本施策 11 環境保全の推進

あるべき
将来の姿

河川や霞ヶ浦の水質が安定し、悪臭やアオコの発生がない状態です。
大気汚染、騒音・振動、悪臭、放射性物質等による健康被害の心配がなく市民が快適に生活できる環境が保全されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
恋瀬川のBOD(※)の値	1.2mg/L	1.2mg/L	基準値を維持
霞ヶ浦のCOD(※)の値	6.4mg/L	7.2mg/L	基準値を維持

※BOD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は河川。

※R4 実績値は今後公表予定

※COD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は湖沼、海域。

現状・これまでの取組

- 本市では、霞ヶ浦に流入する河川を有し、下水道、農業集落排水施設及び（高度処理）合併浄化槽設置による汚水処理を進めています。
- 公害等が発生しないよう各種調査・分析を継続的に実施しています。また、公害等の問題が発生した際に早急な対応ができる体制づくりを行っています。
- 国の第5次環境基本計画において、「環境政策の根幹となる環境保全への取組は、ゆるぎなく着実に推進」することとされ、環境リスクの管理はより一層重要視されています。
- 市内における不法盛土への対策として、クライシス監視官及び市職員による巡回や監視を行い、迅速な対応、指導をしています。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の継続的な水質調査や、不法盛土現場の土壌分析調査を実施しています。

課題

- 生活排水の処理が行き届かないところや家畜排せつ物の直接還元が一部に見られるため、霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっています。
- ~~単独浄化槽の設置者が多いため、~~早期に合併浄化槽（高度処理）への転換を進めていくことが必要です。あわせて、合併浄化槽（高度処理）~~の~~について、法定検査や保守点検の必要性~~の~~について周知が必要です。
- 有害化学物質の指定数は年々増加傾向にあるため、引き続き国・県の動向を注視し、情報の収集・提供に努める必要があります。
- 不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄への巡回等を引き続き実施し、速やかな対応や指導できる体制をより一層強化する必要があります。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の水質調査は、発生から30年以上継続しているため、市民の要望を踏まえつつ調査見直しが必要です。

関連計画

・石岡市環境基本計画（令和4年度～令和13年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
霞ヶ浦浄化対策	霞ヶ浦の水質環境を保全するため、流入する河川の水質分析、清掃活動、合併浄化槽の設置推進を実施します。	生活環境課 下水道課
公害対策	公害防止のための巡回監視や、問題が発生した時に各種調査・分析を行い、地域の安全・安心を守っていきます。	生活環境課
不法投棄への対応	不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄に対して、 近隣自治体と連携 し未然防止を推進するとともに、巡回や監視をより一層強化することで、迅速な対応や指導を実施していきます。	生活環境課

主要な取組における参考指標

食用廃油回収量

一般家庭から出る食用油の回収量（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和5年)

1,140L ▶ 2,000L ▶ **2,000**
~~1,174L~~

公害関係相談件数

大気・水質・土壌・騒音振動・悪臭等の相談件数（年間）

基準値
(令和2年度)

実績値
(令和4年度)

目標
(令和5年)

45件 ▶ 35件 ▶ **38** ~~42~~件

地域ぐるみで対策強化、不法投棄を許さないまちへ

不法投棄対策

近年、建築廃材や家電等をゲリラ的に不法投棄される事案が増えています。不法投棄は、交通量が少なく管理が行き届いていない土地が狙われやすい傾向にあります。

この対策として、市では環境監視員を、県では機動調査員を配置し、地域の巡回と早期発見に努めているほか、不法投棄防止の看板・鳥居等の配布を行っています。

また、土地の所有者や地域の皆様が日ごろから土地の管理・巡回を行うことにより、「管理されている土地」との印象が強くなり不法投棄の未然防止につながります。

[令和5年5月25日には小美玉市・かすみがうら市・茨城町と「廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、不適正残土等）広域連携ホットライン協定」を締結し、建築残土や廃棄物不法行為に関し市町が連携し対応していくこととなりました。](#)